

四日市市職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 5 4 号

四日市市職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市職員の旅費に関する条例施行規則（昭和 3 8 年四日市市規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この規則は、四日市市職員の旅費に関する条例（昭和 3 8 年四日市市条例第 5 号。以下「条例」という。）<u>第 2 4 条</u>の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>（条例第 2 条第 6 号に規定する規則で定める者等）</u> 第 2 条 <u>条例第 2 条第 6 号に規定する旅行者（旅行業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 9 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。）その他規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u> <u>（1）旅行業法第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者</u> <u>（2）鉄道事業法（昭和 6 1 年法律第 9 2 号）第 1 3 条第 1 項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正 1 0 年法律第 7 6 号）第 4 条に規定する軌道経営</u>	（趣旨） 第 1 条 この規則は、四日市市職員の旅費に関する条例（昭和 3 8 年四日市市条例第 5 号。以下「条例」という。）<u>第 2 3 条</u>の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

者

(3) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者

(4) 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業を經營する者

(5) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者

(6) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業を営む者

(7) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者

(8) 外国における前各号に掲げる者に相当するもの

(9) 割賦販売法(昭和36年法律第159号)第31条に規定する登録包括信用購入あっせん業者(市との契約によりカード等(同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。))を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみにために旅行者に提供する場合に限る。))

2 条例第2条第6号に規定する役務その他規則で定めるものは、役務及びカー

ド等とする。

(旅行取消し等の場合における旅費)

第3条 条例第3条第6項の規定により支給する旅費の額は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくはその他の交通費として、又は宿泊施設の利用を予約するため既に支払った金額で、所要の払戻しをしたにもかかわらず払戻しを受けることのできなかった額とする。ただし、その額は、職員が当該旅行について条例の規定により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費又は宿泊費の額をそれぞれ超えることができない。

(旅費喪失の場合における旅費)

第4条 (略)

(旅行命令簿)

第5条 旅行命令権者が条例第4条の規定により旅行命令を発し、又はこれを変更する場合は、別に定める旅行命令簿に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、提示するいとまがない場合には口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更することができる。

2 (略)

(旅行取消し等の場合における旅費)

第2条 条例第3条第6項の規定により支給する旅費の額は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又は宿泊施設の利用を予約するため既に支払った金額で、所要の払戻しをしたにもかかわらず払戻しを受けることのできなかった額とする。ただし、その額は、職員が当該旅行について条例の規定により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

(旅費喪失の場合における旅費)

第3条 (略)

(旅行命令簿)

第4条 旅行命令権者が条例第4条の規定により旅行命令を発し、又はこれを変更する場合は、旅行命令簿(第1号様式及び第2号様式)に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、提示するいとまがない場合には口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更することができる。

2 (略)

(路程の計算)

(請求書に添付の必要な書類)

第 6 条 条例第 8 条第 1 項に規定する請求書に添付の必要な書類は、別に定める。

(電磁的方法)

第 5 条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号に従い当該各号に掲げるものにより行うものとする。

(1) 鉄道 鉄道事業法(昭和 6 1 年法律第 9 2 号)第 1 3 条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程

(2) 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程

(3) 陸路 市長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程

2 前項第 3 号の規定により陸路の路程を計算する場合には、その証明の基準となる点で、当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを起点とする。

3 陸路と鉄道、水路又は航空路とにわたる旅行について陸路の路程を計算する場合には、前項の規定にかかわらず鉄道駅、波止場又は飛行場をも起点とすることができる。

4 前 3 項の規定により路程を計算しがたい場合の路程の計算については市長が定める。

第 6 条 削除

(日額旅費の額、支給条件及び支給方法)

第7条 条例第8条第5項に規定する規則で定めるものは、市長が定める方法とする。

(鉄道賃)

第8条 条例第9条に規定する規則で定める費用の額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

第7条 条例第6条第1項に掲げる旅費に代え支給する日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、別表第1のとおりとする。

(市内旅行の旅費)

第8条 市内における旅行の旅費の支給については、次の各号に定めるところによる。

(1) 鉄道賃及び車賃は、当該運賃の実費を支給する。

(2) 宿泊料は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事由による場合に限り、条例別表第1に定める宿泊料定額の範囲内で実費を支給する。

2 前項各号に規定するもの以外に、市内における旅行の実費は支給しない。

(公用車等を利用した場合の旅費)

第8条の2 公用車を利用して旅行したときは、車賃を支給しない。

2 任命権者が特に必要があると認めた職員が、公務上の必要により自己の所有

(船賃)

第9条 条例第10条に規定する規則で定める費用の額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

し、又はリース契約により使用可能な自動車又は原動機付自転車を利用して旅行したときは、前条の規定にかかわらず、1キロメートルにつき条例別表第1に定める車賃の定額を支給する。ただし、同乗者については、この限りでない。

(日当の調整)

第9条 条例第16条第2項の規定に基づく日当の額は、次のとおりとする。

<u>区分</u>	<u>職級</u>	<u>日当の額</u>
<u>鉄道及び陸路</u>	<u>9、8、7</u>	<u>1,300円</u>
<u>50キロメー</u>	<u>級</u>	
<u>トル以上10</u>	<u>6、5、4、</u>	<u>1,200円</u>
<u>0キロメート</u>	<u>3、2、1</u>	
<u>ル未満（車賃の</u>	<u>級</u>	
<u>支給を受ける</u>		
<u>旅行にあつて</u>		
<u>は13キロメ</u>		
<u>ートル以上2</u>		
<u>5キロメート</u>		
<u>ル未満）水路2</u>		
<u>5キロメート</u>		
<u>ル以上50キ</u>		
<u>ロメートル未</u>		
<u>満の旅行</u>		

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第10条 条例第11条に規定する規則で定める費用の額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 条例第16条第2項の規則で定める旅行は、鉄道及び陸路50キロメートル以上(車賃の支給を受ける旅行にあっては13キロメートル以上)水路25キロメートル以上の旅行とする。

3 鉄道及び陸路50キロメートル未満(車賃の支給を受ける旅行にあっては13キロメートル未満)水路25キロメートル未満の旅行については、日当は支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情による宿泊を伴う鉄道及び陸路50キロメートル未満(車賃の支給を受ける旅行にあっては13キロメートル未満)水路25キロメートル未満の旅行については、日当の定額の2分の1に相当する額を支給する。

(旅費の計算)

第10条 近畿日本鉄道線(以下「近鉄線」という。)を利用できる各地への旅行は、任命権者が特別に認めた場合を除き第5条の規定にかかわらず近鉄線により旅費を計算する。

2 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和61年法律第88号)第1条に規定する旅客会社及

び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第61号)附則第2条第1項に規定する新会社の営業する鉄道を利用する旅行で次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる経路により旅費を計算することができる。

- (1) 姫路駅以遠へ山陽新幹線を利用して旅行する場合 名古屋経由
- (2) 八王子駅以西を除く中央線沿線へ東海道新幹線を利用して旅行する場合 東京経由
- (3) 大船駅以遠の神奈川県内へ東海道新幹線を利用して旅行する場合 新横浜経由
- (4) 上越新幹線を利用して旅行する場合 東京経由
- (5) 佐久平以遠へ長野新幹線を利用して旅行する場合 長野経由

(急行料金)

第11条 条例第12条第2項に規定する急行料金の支給については、次の各号に定める基準による。

- (1) 急行料金は、一の急行券の有効区間ごとに計算する。
- (2) 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道50キロメートル以上

(その他の交通費)

第11条 条例第12条に規定する規則で定める交通手段は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用

に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）

(3) 道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が交通手段として認めたもの

2 条例第12条に規定する規則で定める費用の額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額とする。

(1) 前項第1号及び第2号に掲げる交通手段を利用する移動に要する運賃

(2) 前号に掲げる運賃以外の費用であって、前項第3号に掲げる交通手段に係る賃料その他の移動に直接要する費用

(3) 前項第4号に規定する市長が認めた交通手段に係る費用の額として、移動した距離に1キロメートル当たり37円を限度とする額を乗じて得た額

(4) 第1号及び第2号に掲げる費用に付随する費用

（宿泊費基準額）

第12条 条例第13条に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。

2 条例第13条ただし書に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の

の場合は、特別急行料金を支給する。

(3) 普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道50キロメートル以上の場合は、普通急行料金を支給する。

額が別表に定める宿泊費基準額の額を
超える場合であって、旅行命令権者が次
の各号のいずれかに該当すると認める
ときとする。

(1) 公務の円滑な運営上支障のない範
囲及び条件において検索し、その結果
から最も安価な宿泊施設を選択する
とき。

(2) その他公務の遂行のため特に必要
があると認められるものとして市長
が定めるとき。

(宿泊手当)

第 1 3 条 条例第 1 5 条に規定する規則
で定める 1 夜当たりの定額は、2, 4 0
0 円とする。

2 宿泊手当の額は、条例及びこの規則
の規定により支給される宿泊費又は包
括宿泊費について次の各号に掲げる場
合に該当するときは、前項の規定にか
かわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいず
れかに相当するものが含まれる場合
前項で定める定額の 3 分の 2 の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当
するものが含まれる場合 前項で定め
る定額の 3 分の 1 の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の
額は、条例及びこの規則の規定により支
給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその
他の交通費に食費に相当するものが含
まれる場合は、前項の例による。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は、支給しない。

（転居費の算定方法等）

第14条 条例第16条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、条例及びこの規則の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による

支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(旅費の調整)

第15条 条例第23条の規定に基づき、次の各号に該当する場合には、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。

(旅費の調整)

第12条 条例第22条の規定に基づき、次の各号に該当する場合には、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。

(1) 職員の職務の級がさかのぼって変更された場合においては、当該職員が既に行った旅行の旅費額の増減は行わない。

(2) 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設を無料で利用した場合には、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料を支給しない。

(3) 旅行命令権者が市の施設に宿泊することを指定した場合の宿泊料は条例別表第1の宿泊料定額の範囲内で実費額を支給する。

(4) 鉄道旅行及び水路旅行において、当該用務の性質又は緩急の度合いにより所定の職級に応ずる旅客運賃又は急行料金、特別車両料金、座席指定料金、寝台料金若しくは特別船室料金を支給する必要がないと任命権者が認

<u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> (略) 2 前項各号によるほか、任命権者が特に必要があると認めたときは、別に基準を定め、<u>条例第23条第1項</u>の規定による旅費の調整を行うことができる。	<u>めた場合には、その職級に応ずる旅客運賃又は当該料金を支給しない。</u> <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> <u>陸路旅行において、定期的に一般旅客営業を行っているバス、軌道、ケーブルカー等を利用して旅行を行うのが通常の経路であるときは、当該旅客運賃の実費を支給することができる。</u> <u>(7)</u> (略) 2 前項各号によるほか、任命権者が特に必要があると認めたときは、別に基準を定め、<u>条例第22条第1項</u>の規定による旅費の調整を行うことができる。 <u>(甲地方の範囲)</u> <u>第13条</u> <u>条例別表第1に規定する規則で定める地域は、東京特別区、横浜市、川崎市、京都市、大阪市、神戸市とする。</u>
--	--

改正後	
<u>別表（第11条関係）</u>	
<u>区分</u>	<u>宿泊費基準額（1夜につき）</u>
<u>北海道</u>	<u>13,000円</u>
<u>青森県</u>	<u>11,000円</u>
<u>岩手県</u>	<u>9,000円</u>
<u>宮城県</u>	<u>10,000円</u>
<u>秋田県</u>	<u>11,000円</u>
<u>山形県</u>	<u>10,000円</u>
<u>福島県</u>	<u>8,000円</u>
<u>茨城県</u>	<u>11,000円</u>

<u>栃木県</u>	<u>1 0 , 0 0 0 円</u>
<u>群馬県</u>	<u>1 0 , 0 0 0 円</u>
<u>埼玉県</u>	<u>1 9 , 0 0 0 円</u>
<u>千葉県</u>	<u>1 7 , 0 0 0 円</u>
<u>東京都</u>	<u>1 9 , 0 0 0 円</u>
<u>神奈川県</u>	<u>1 6 , 0 0 0 円</u>
<u>新潟県</u>	<u>1 6 , 0 0 0 円</u>
<u>富山県</u>	<u>1 1 , 0 0 0 円</u>
<u>石川県</u>	<u>9 , 0 0 0 円</u>
<u>福井県</u>	<u>1 0 , 0 0 0 円</u>
<u>山梨県</u>	<u>1 2 , 0 0 0 円</u>
<u>長野県</u>	<u>1 1 , 0 0 0 円</u>
<u>岐阜県</u>	<u>1 3 , 0 0 0 円</u>
<u>静岡県</u>	<u>9 , 0 0 0 円</u>
<u>愛知県</u>	<u>1 1 , 0 0 0 円</u>
<u>三重県</u>	<u>9 , 0 0 0 円</u>
<u>滋賀県</u>	<u>1 1 , 0 0 0 円</u>
<u>京都府</u>	<u>1 9 , 0 0 0 円</u>
<u>大阪府</u>	<u>1 3 , 0 0 0 円</u>
<u>兵庫県</u>	<u>1 2 , 0 0 0 円</u>
<u>奈良県</u>	<u>1 1 , 0 0 0 円</u>
<u>和歌山県</u>	<u>1 1 , 0 0 0 円</u>
<u>鳥取県</u>	<u>8 , 0 0 0 円</u>
<u>島根県</u>	<u>9 , 0 0 0 円</u>
<u>岡山県</u>	<u>1 0 , 0 0 0 円</u>
<u>広島県</u>	<u>1 3 , 0 0 0 円</u>
<u>山口県</u>	<u>8 , 0 0 0 円</u>
<u>徳島県</u>	<u>1 0 , 0 0 0 円</u>
<u>香川県</u>	<u>1 5 , 0 0 0 円</u>
<u>愛媛県</u>	<u>1 0 , 0 0 0 円</u>
<u>高知県</u>	<u>1 1 , 0 0 0 円</u>

<u>福岡県</u>	<u>18,000円</u>
<u>佐賀県</u>	<u>11,000円</u>
<u>長崎県</u>	<u>11,000円</u>
<u>熊本県</u>	<u>14,000円</u>
<u>大分県</u>	<u>11,000円</u>
<u>宮崎県</u>	<u>12,000円</u>
<u>鹿児島県</u>	<u>12,000円</u>
<u>沖縄県</u>	<u>11,000円</u>

改正前				
別表第1（第11条関係）				
<u>支給範囲</u>	<u>支給条件</u>	<u>支給額</u>		<u>支給方法</u>
<u>長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のため旅行する職員</u>	<u>研修等の期間が引き続き5日を超え宿泊したとき</u>	<u>宿泊等の指定があるとき</u>	<u>1日につき宿泊料等の指定額と日当定額の2分の1の額（研修等の期間のうち5日までの期間については日当定額の合計額）</u>	<u>当該用務地に到着した日から当該用務地を出発した日の前日までの日数に応じて支給する。</u>
		<u>宿泊等の指定がないとき</u>	<u>1日につき6,000円（研修等の期間のうち5日までの期間については宿泊料定額と日当定額の合計額）ただし、研修等の期間のうち5日を超える期間について、1日の宿泊に要する実費額が1日につき支給される日額旅費の5分の4を超える場合は、その超えることとなる</u>	

			額に相当する金額を加給する。	
	研修等の期間が引き続き5日を超え宿泊しないとき	1日につき鉄道賃、車賃の実費額のほか、日当定額の2分の1の額（研修等の期間のうち5日までの期間については日当定額）		旅行した日数に応じて支給する。
四日市市東京事務所に勤務する職員	東京都内における旅行をしたとき	所長	1日につき 2,600円	旅行した日数に応じて支給する。
		所員	1日につき 2,400円	
この表における日当定額は、距離等により額の調整があった場合にはその額とする。				

第1号様式及び第2号様式を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の四日市市職員の旅費に関する条例の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による

（総務部人事課）